

平成21年版

金融六法

追 錄

(平成21年8月24日現在)

平成21年1月23日から8月24日までに公布・改正された法令のうち、
銀行法の改正を収録。

学陽書房

7
体が成立したとき
業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

二 第一項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入銀行が受諾しなければならないものをいう。

一 一当事者である加入銀行の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続統的目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入銀行が行ふる訴訟が提起され、かつ、同様までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続統の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日まことに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことと加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行なわれている銀行業界連絡会議について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第六百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁判意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調和成り立つことは

卷之三

6

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士等）
（昭和二十五年法律第二百九十九号）第三条第1項
第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続
において、紛争解決委員が同条第1項に規定する
司法書士である場合（除く。）において、紛争解
決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門
的知識を必要とするとき、弁護士の助言を受け
ることができるようにするための措置を定めてい
ること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について
相当な方法を定めていること。
六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準
的な手続の進行について定めていること。

七 加入銀行の顧客が指定紛争解決機関に対し銀行
業務に関する苦情の解決の申立てをする場合又は銀行
業務に関する当事者が指定紛争解決機関に対し
紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式
を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入銀行から紛争解決手続の
申立てを受ける場合において、銀行業務に関する
争の他方の当事者ごとに該加入銀行の顧客に対する
し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧
客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼する
か否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決手続機関が加入銀行の顧客から第七号の紛争解決手続機関の申立てを受けた場合において銀行業界連絡争の他者との旨を通知する手段を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる銀行業務関連紛争の当事者又は第三条の秘密について、当該秘密性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十二条の七第三項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解の見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関する知識を得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

二 銀行業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に
た苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項
について専門的な知識経験を有する者として内閣
府令で定める者

規定する競争に係るものである場合にあっては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準する者として内閣府令で定める者

規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加

入銀行の顧客が当該銀行業務関連競争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の請求権を主張するにあつて争ひ立た

第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受取紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定分争解决機関は、受七分争解决機関に二分争解决手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受取紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定

の業務を委託するものとする。
前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定監督者

卷之三

銀行業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該銀行業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四ヶ月以内の期間を

一　当該銀行業務関連紛争について、当該銀行業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されるべきこととする。

二 前号の場合のほか、当該銀行業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても、不服を申し立てることはできない。

第五十二条の七十六 指定紛争解決機関は、加入銀行の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
(名称の使用制限)

第五十二条の七十七 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中

に、指定紛争解決機関と認証されるおそれのある文字を使用してはならない。

第五十二条の七十八 指定紛争解決機関は、第五十二条の六十三第一項各号に掲げる事項に変更があつた

紛争解決委員会は、第1項の申立てをした者に対し、その旨を理由付して通知するものとする。

紛争解決委員は、当事者若しくは参考人からなら意見を聴取し、若しくは報告書の提出を認め、又は当事者からなら、参考となるべき資料類の提出の件に対する求め、和解案の作成等、その受諾を勧奨し、又は特別調停等の手続によるものとする。

紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴許すことができる。

紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立つて、当事者である加入銀行の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてこれを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第五十二条の六十七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 銀行業務間連絡の当事者が紛争解決手続の申立てをして年月日

二 銀行業務間連絡の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

2 ときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第五十二条の七十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めることにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終じたとき。

二 その他内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)

第五十二条の八十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徵収及び入庫検査)

第五十二条の八十一 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

指定期間は、指定期間の総業務所若しくは事務所その他の施設に立ち入り等、当該指定紛争解決機関の業務に立ち入り等、告げは最も遅い直前の日より

二 第五十二条の六十七第四項第六号に規定する競争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
三 その他内閣府令で定める事項
四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところに

より、その実施した紛争解決手続に關し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

二 立てをした年月日
二 銀行業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名
三 商号又は名称
三 紛争解決委員の氏名

一三二

2 らきは、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない。
内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があったときは、そ

旨を官報で告示しなければならない。
(手続実施基本契約の締結等の届出)

ところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 その他内閣府令で定めるとき。
（業務に関する報告書の提出）

報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第五十二条の八十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関する取扱いによっては争うべき事由に付して、当該機関に

報告者しに資料の提出を命じて、又は当該職員に指定紛争解決機関の當業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、若しくは帳簿類その他の物状況に關し質問させ、若しくは帳簿類その他の物牛を検査させることとする。

四 紛争解決手続の実施の経緯
五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む)
六 前号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(時効の中断)

五十二条の七十四 紛争解決手続によつては銀行業界と銀行業界連絡会との間で、紛争解決手続によっては銀行業界連絡会の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員会が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業界連絡会の当事者が、その旨の通知を受けた日から一月以内に、当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中止に関する規定は、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

指定期間内に、訴えの提起があつたものとみなす。前項

五十二条の八十三 第二項の規定により認可され、又は第十二条の八十三条の六十一第一項の規定による指定が第五十二条の八十四条第一項の規定により取り消されなければ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていいた銀行業界連絡会がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業界連絡会の当事者が、その旨の通知を受けた日から一月以内に、当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中止に関する規定は、当該認可若しくは取消しの日を以てかかる早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも同様とする。

(訴訟手続の中止)

五十二条の七十五 銀行業務連絡会について当該

(業務改善命令)

五十二条の八十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

前二項の規定により立入検査をする職員は、その他の施設に立ち入り、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの者の附筆書類その他の物件を検査させることができるものと認めるときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条の六十二第一項第五号から第十号までに掲げる事項(紛争解決手続に係る部分)に限り、同号に掲げる事項(紛争解決手続の要件について、その業務の運営の改善に必要な措置を命ぜること)ができる。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定によつて命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

準に係るものに限る。以下この号において同じ。

に該当しないこととなるおそれがあると認めらる場合

第一第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定によつて、この場合に付する。

に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）
（紛争解決等業務の休廃止）

五十二条の八十三 指定紛争解決機関は、紛争解决等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしよ

とするとときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならぬ。指定紛争解决機関

第一項の規定による本上告によき上級の認定を
機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から一週間以内に、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、

は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の法律の規定による指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定紛争解決機関)又は他に相当する業務に係るものと

して政令で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託を

紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の紛

四 第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定

定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に對して答弁をせよ

者
規 定 に よ る 檢 查 を 拒み、妨げ、若しくは忌避した
ず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれら

五 第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第六十三条の二を次のとおり改める。
六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処する。
又はこれと併せて科する。

又にこれを併科する。
一 第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）
は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限り

第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(銀行又は銀行代理業者を含む。)の利潤

益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該委託行為をした者

その職務に関する知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

六十三条の二の五 第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成並びに保有の記録を作成する者は、又は権利の記録を作成する者は、

百万円以下の罰金に処する。
六十三条の二の六 第五十二条の八十三第一項の罚款を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一項 本件の施行は、昭和の日本から起して一年の起算日をもつて施行する。ただし、次条の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

るおそれのある文字を使用した者は、過料に処する。

二条の四と、同法第一二条の二の次に「一条を加える改正規定」、同法第三二条の四の「改正規定」、同法第五十二条の五の「改正規定」（第三三七条の五〔保証金の受領に係る書面の交付〕）、第三三七条の六〔書面による解除〕を「第三三七条の五から第三三七条の六までの〔保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等〕に改める部分に限る」と及び同法第五十二条の四十五の二の「改正規定（後略）」公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定め
四一六〇 日
〔略〕

第五十二条の八十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号の一いずれかに該当するときは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消ししなければならない。指定紛争解決機関が当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

第五十二条の八十五 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号の一いずれかに該当するときは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第五十二条の六十二第一項の規定によつて第六号までに掲げる要件を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したときは、二 不正の手段により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令による辨分に違反したとき。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条の六十二第二項第五号から第七号までに掲げる要件「紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十二第四項各号及び第五項各号に掲げる要件に係るものに限る。以下この号において同じ。」に該当しないこととなつた場合は第五十二条の六十二第二項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該

二 第五十五条の六十五、第五十一条の七十三の規定に違反した場合、その違反行為が競争解決手続の業務に係る場合に限る。)

第三項の規定により第五十二条の六十一第一項の規定の全部によつて、部の停止の命令を受けた者は、当該处分がなされた日のから一週間に以内に、当該处分又は命令の日に競争処理手続又は紛争解決手続が実施された当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指名競争解決機関に当該处分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第五十六条に次づける号を加える。

第十三条 第二十三条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十一第一項の規定による指定を取り消したとき。

第五十八条中「又は承認」を「又は承認又は指定」に改める。

第六十一条の次の次の一項を加える。

第六十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

一 第五十五条の六十三第三項の規定による指定申請書類若しくは同様の記録に虚偽の記載又は記載をつけて提出した者

二 第五十五条の六十九の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出し

○資金決済に関する法律(抄)

附則(抄)

平二・六・四
法 五 九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(銀行法の一部改正)

第二十六条 銀行法の一部を次のようにより改正する。

第十六条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 資金決済に関する法律 平成二十一年法律

第五十九号 第一条第三項(定義)に規定する資金移動業者 第七号に掲げる会社に該当するものを除く)のうち、資金移動業(同条第四項に規定する資金移動業をいう。)その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの 第五十一条の二十一第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。)

第十六条の二第一項第十一号中「第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

第五十二条の二十三第一項第一号の次に次の一号を加える。

二の一 資金移動専門会社

第十五条の二第一項第十号中「第一号」の下に「第一号の二」を加える。